従業員の皆様、職場のトラブルでお悩みではありませんか?

ご相談ください

例えば・・

がある。 パワハ で



くれない。 とらせて



突然 解雇された



くれない。

電話相談

来所相談

-ル 相 談 弁護士 相 談

あっせん

専門の相談員が対応します。 フリーアクセス 0120-9-39610 ※携帯/IP 電話の場合は、 各労働相談所の電話番号に 直接おかけください。

電話/来所が 困難な場合は、 静岡県 HP (二次元コード)から ご相談ください。

月1回、 各労働相談所で 実施しています。 (無料・予約制)

労働委員会の あっせん制度の 申請を受け付け ています。 (詳細は裏面に記載)

0120-9-3961



受付時間:月~金曜日/ 9:00~12:00、13:00~16:00(祝日、年末年始除く)

静岡県 労働相談

西部県民生活センター内

(西部中小企業労働相談所)

東部県民生活センター内 (東部中小企業労働相談所)

電話: 055-951-9144

中部県民生活センター内 (中部中小企業労働相談所)

電話:054-286-3208 電話: 053-452-0144

電話:054-221-2338 静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課 静岡県労働委員会事務局調整審査課 電話:054-221-2286 Q



職場のトラブルを解決したいそこのあなた!

あっせん制度を御利用ください!



労働相談の内容に よっては、県労働 委員会のトラブル 解決制度「あっせん」 が利用できます。

例えば・・・

経営状況を考慮し、 有期雇用の社員の 契約を更新しなかった。

経営者



<u>勤めていた会社を雇止めに</u> なり、契約の更新を求めた が応じてもらえなかった。

サンキュー

従業員 A さん (あっせんを申請) 無料 迅速簡易 中立公正

雇止めを撤回し、勤務できるよう会社側と調整

調整の結果、Aさんが同社で働くことで、Aさんも会社も合意した。



相談

0120-9-39610

受付時間:月~金曜日/ 9:00~12:00、13:00~16:00(祝日、年末年始除く)

静岡県 労働相談

あっせん制 度の詳細は こちら□1



静岡県県民生活センター

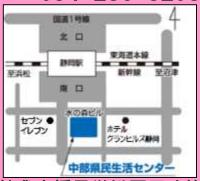
東部県民生活センター内(東部中小企業労働相談所)

電話: 055-951-9144



中部県民生活センター内(中部中小企業労働相談所)

電話:054-286-3208



静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課 静岡県労働委員会事務局調整審査課 西部県民生活センター内 (西部中小企業労働相談所)

Q

電話: 053-452-0144



電話: 054-221-2338 電話: 054-221-2286